

<用語の定義>

1 公営企業全般について

- 地方公営企業
地方公共団体が営む事業で、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものをいい、法適用の企業と法非適用の企業に分類される。
- 法適用企業
地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。
- 法非適用企業
地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている事業等で、地方公営企業法の規定を適用していないもの。経理事務は官庁会計方式で行う。
- 上水道事業・簡易水道事業
水道法に基づいて人の飲用に適する水を供給する事業をいい、給水人口が5,001人以上の事業を上水道事業、5,000人以下101人以上の事業を簡易水道事業という。
- 工業用水道事業
工業用水道事業法に基づいて工業用水道により工業用水（水力発電用及び人の飲用に供するものを除く）を供給する事業。
- 病院事業
医療法にいう病院の施設の建設及び運営に係る事業をいい、大学附属病院や独立の感染症指定医療機関等の一般行政上の目的から経営しているものは含まない。
- 下水道事業
生活環境の保全及び公共用水域の水質保全等の機能を有する基幹的な施設（管渠・処理場等）により雨水、汚水を処理及び排除する事業をいい、下水道法に基づく下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業等）と下水道法に基づかない農業集落排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業等がある。
- ・ 公共下水道事業
市街地における下水を排除し、又は処理するために布設されたもので、終末処理場を有するか又は流域下水道に接続する事業。
- ・ 特定環境保全公共下水道事業
公共下水道のうち市街化区域以外の区域について行われる事業。
- ・ 流域下水道事業
都道府県が行う2以上の市町村の区域にわたって下水の排除を行う事業。
- ・ 農業集落排水施設事業
農業集落における下水を処理する事業。
- ・ 小規模集合排水処理施設事業
市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、地方単独事業により行う事業。
- ・ 特定地域生活排水処理施設事業
環境省所管の浄化槽市町村整備事業として整備する事業。

- 市場事業
卸売市場法第5条による「中央卸売市場整備計画」に基づく中央卸売市場事業、又は同法第6条による「都道府県卸売市場整備計画」に基づく地方卸売市場事業。
- 観光施設事業
鉄道事業法施行規則に基づく索道事業、温泉給湯・銅山観光事業等。
- 宅地造成事業
地方債計画区分における内陸工業用地等造成、流通業務団地造成、都市開発、住宅用地造成等の事業。
- 駐車場事業
駐車場法に定める路外駐車場等の整備事業。
- 電気事業
本県においては、太陽光発電事業のみ。売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、通年継続的、反復的な売電を実施している事業。

2 抜本的な改革等について

- 事業廃止
民営化・民間譲渡、広域化等及び地方独立行政法人など、他の法人等が事業を行うこととなる場合を除き、事業を廃止（一部廃止を含む）すること。
- 民営化・民間譲渡
事務・事業を民間事業者（地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人を含む）に譲渡し、又は引き継がせること。なお、地方公営企業として行っていた事業を廃止し、かつ、当該事業を民営化・民間譲渡する場合もこの項目に該当する。
- 広域化等
一の地方自治体の区域を越えて連携し、事務の共同処理（水道事業であれば、経営統合、施設の共同設置・利用、施設管理の共同化、管理の一体化等）を行うこと。
ただし、簡易水道事業、下水道事業及び病院事業においては以下のとおり取り扱う。
- ・ 簡易水道事業
一の地方公共団体内での簡易水道事業又は上水道事業への事業統合（簡易水道事業統合）は「広域化等」に含める。
- ・ 下水道事業
一の地方公共団体内での汚水処理施設の統廃合を「広域化等」に含める。また、「下水道事業における最適化（公共下水道、集落排水施設、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備すること）」についても「広域化等」に分類する。
- ・ 病院事業
「再編・ネットワーク化」について「広域化等」に分類する。
- 指定管理者制度
公の施設の指定管理者（地方自治法第244条の2に基づく指定管理者をいう。）制度を導入すること。

なお、指定管理者制度のうち、代行制は、料金を公営企業が収入として収受する方法であり、利用料金制は、料金を指定管理者が収入として収受する方法である。

- 包括的民間委託

性能発注・複数年契約により、複数業務を一括して民間事業者に委託すること。ただし、性能発注の方法をとらず、単に複数業務を一括して、複数年契約したものは除く。

なお、シェアードサービス（複数の地方自治体が共同の事務をまとめて一つの民間事業者に委託すること）は、広域化等に分類することとする。

- PPP/PFI

PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に規定するPFI手法を導入すること、又は、実態としてPFI手法に類似した手法を導入すること。

PFI法に規定する事業方式としては、BT0方式・BOT方式・BOO方式・公共施設等運営権（コンセッション）方式等があり、PFI手法に類似した手法としては、DB方式・DBO方式等がある。

- ・ BT0 方式

「Build Transfer Operate」の略で、民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式

- ・ BOT 方式

「Build Operate Transfer」の略で、民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式

- ・ BOO 方式

「Build Own Operate」の略で、民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式

- ・ 公共施設等運営権（コンセッション）方式

公共施設の所有権を国や地方団体が保有したまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業運営権を長期にわたって付与する方式

- ・ DB 方式

「Design Build」の略で、設計と建設を一括して実施する方式

- ・ DBO 方式

「Design Build Operate」の略で、設計、建設及び運営を一括して委ね、施設の所有及び資金の調達については公共側が行う方式

- 地方独立行政法人化

地方独立行政法人法上の公営企業型地方独立行政法人を設立すること。

なお、特定地方独立行政法人（公務員型）と一般地方独立行政法人（非公務員型）の二つに分類される。